

高齢者安全運転支援事業補助制度のお知らせ

令和2年4月1日以降に、衝突被害軽減ブレーキ（低速域衝突被害軽減ブレーキを除く）及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した自動車を新規で購入した場合に補助金が出ます。

（新車購入用）

1. 補助対象者（下記の1～4の要件を全て満たす個人）

- (1) 新車新規登録日に市内に住所を有する満70歳以上の人
- (2) 自動車運転免許証（有効期限内）を保有している人
- (3) 市税に滞納がない人
- (4) 暴力団員でない人

2. 補助対象自動車（下記の1～6の要件を全て満たすもの）

- (1) 自家用かつ乗用または貨物の用途に供するものであり、リース及びレンタルではないもの
- (2) 車検証に記載されている使用者が補助対象者であるもの
- (3) 車検証に記載されている使用の本拠の位置が市内であるもの
- (4) 衝突被害軽減ブレーキ（低速域衝突被害軽減ブレーキを除く）及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の両方を搭載する自動車であること
- (5) 令和2年4月1日以降に新車新規登録をされたもの
- (6) 国その他の機関から助成を受けていないもの

※補助金の交付を受けた補助自動車は、後付け日から起算して1年間は、補助金の交付目的に反して、処分および転売等はしないでください。

3. 補助金額

3万5千円（※補助金の交付は、新車・後付けどちらかで1人1回限りです。）

補助装置は各メーカー、各車種等により異なる場合がありますので、対象の補助装置かどうかを事前によく確認してください。

4. 申請に必要な書類

- (1) 志摩市高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 安全運転支援自動車証明書（様式第2号）
- (3) 安全運転支援自動車に係る同意書兼誓約書（様式第4号）
- (4) 車検証の写し及び自動車運転免許証の写し
- (5) 振込先がわかる通帳の写し
- (6) その他

5. 申請期限（次のどちらか早い日）

- (1) 令和2年4月1日以降で自動車の新車新規登録日から2カ月以内
- (2) 同年度の3月31日まで（年度をまたいでの申請は出来ません）

6. 提出先

市役所 地域防災室（志摩市役所 5階 24番窓口）または各支所

※装置装着後は、販売店等から注意事項等を十分に説明を受けてください。安全支援装置は、あくまでも運転を支援する補助装置であり、どのような状況でも作動するものではありません。運転する際は、装置があるからと過信せず、交通ルールを遵守し、常に交通安全を意識して運転してください。

